離婚届の記載上の注意

日本人同士の離婚は、日本式の協議離婚(夫妻のほかに証人2名が必要)または米国内外の裁判所で成立させることが可能です。当事者の一方が外国人の場合は、日本式の協議離婚届は受理できませんので、裁判所の最終離婚判決謄本(divorce decree)をもって届出をしなければいけません。

(1) 氏名の欄:

戸籍に記載されているとおりにお書きください。外国籍者の名の欄はファースト、ミドルの順でスペースを入れずワンワードでお書きください。生年月日は日本人は和暦で、 外国籍者は西暦でお書きください。

(2) 離婚の種別:

協議離婚または判決にチェックを入れてください。裁判所からの divorce decree がある場合は判決にチェックし、離婚が確定した日を書いてください。

(3) 婚姻前の氏にもどる者の本籍:

日本人同士の場合のみ、離婚前の氏にもどる者の本籍、筆頭者の氏名を記入してください。外国人との離婚の場合、この欄には記入しないでください。(もとの戸籍にもどることはできません。)

(4) 未成年の子の氏名:

子の氏名を戸籍に記載されているとおりにお書きください。子が未成年でない場合は、 その子の氏名は書かないでください。

(5) その他欄:

離婚が成立した年月日、最終判決が確定した裁判所を入れ、見本にあるように一文をいれてください。

(6) 届出人署名欄:

日本式協議離婚の場合、夫、妻の署名が必要です。<u>裁判所を通した離婚の場合は、届出人のみの署名が必要です。</u>字をくずさずに、戸籍に記載されている氏名を日本語でお書きください。印(または右手親指押印)は任意です。押す場合は色は朱または赤となります。